法人税の額から控除される特別控除額に関する 明細書

事業 法人名

94				年 度					
Ŷ	去 人 税	客	頁 超	過	額	の	計	算	
当期税額控除可能額	(35の①) 1		P	広八忧		除される特別		3	
当期の所得に対する法人税の額 (別表ー(一)「2」、別表ー(二)「2」 又は別表ー(三)「2」)	2				、税	類 超 i -(3)		4	
Ý	法 人 税 智	預	超過	構	成	額の	明	細	
措法第42条の13第1項 各 号 の 該 当 号 等			当	期税額	<u>控除</u> ①	可能物	頂	法	人税額超過構成額②
	V 11= 1= 1	5	総額	表六(二十		13の①」	円	別表	六(二十三)付表「13の②」
第1 旦	前期繰越分計	6	特別	表六(二十	三)付表「	14の①」		別表	六(二十三)付表「14の②」
第1号	当 期 分	7	総領	表六(六)「					
		8	特別	表六(六)「					
第2号	前期繰越分計	9	別表六(二-	十三)付表「	21の①」			別表	六(二十三)付表「21の②」
	当 期 分	10	別表六(七)「5」						
第3号	当 期 分	11	別表六(八)						
第4号	前期繰越分計	12	別表六(二-		24の①」			別表	六(二十三)付表「24の②」
	当 期 分	13	別表六(十-						
第 5 号	前期繰越分計	14	別表六(二-		27の(1)」			別表	六(二十三)付表「27の②」
	当 期 分	15	別表六(十)					m.tt-	. (-1
第6号	前期繰越分計	16	別表六(二-		320)(I)]			別表	六(二十三)付表「32の②」
	当 期 分	17	別表六(十[25 M			미士	÷(-1=)H=[oroso
第7号	前期繰越分計	18	別表六(二-別表六(十)		30VJ(L)]			刑表	六(二十三)付表「35の②」
	当 期 分	19	別表六(十)						
第8号	当 期 分	20	別表六(十)						
第9号	当 期 分	21			20AA			Dil'≠-	六(二十三)付表「38の②」
第10号	前期繰越分計	22	別表六(二十三)付表「38の①」 別表六(十九)「14」					別衣	ハーエニ/刊表138728月
Mar a a 17	当期分	23	別表六(二						
第11号	当期分	24	別表六(二		43の① I			別表:	六(二十三)付表「43の②」
平成24年改正前の第7号	前期繰越分計	25	別表六(十)		-0.7@]			1112	
	当期分	26	別表六(二-		46の①」			別表	六(二十三)付表「46の②」
平成23年12月改正前の第4号	前期繰越分計当期分	27	別表六(十)						. 01
	前期繰越分計	28	別表六(二-		49の①」			別表	六(二十三)付表「49の②」
平成23年12月改正前の第7号	四对水应 刀 司	30	別表六(十)	三) 「14」					
	当 期 分	31	別表六(十)	三) 「29」					
 震災特例法第17条の2第2項若 しくは第3項、第17条の2の2第	前期繰越分計	32	別表六(二-	十三)付表「	54 <i>0</i> (1)			別表	六(二十三)付表「54の②」
2項若しくは第3項又は第17条 の2の3第2項若しくは第3項	当 期 分	33	別表六(二-	├) 「16」					
震災特例法第17条の3第1項、第17条の3の2第1項又は第17条の3の3第1項	当 期 分	34	別表六(二-	十二)「10」					
合	計	35						(4)	
		1						4	

別表六(二十三)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第42条の13 (法人税の額 から控除される特別控除額の特例》(平成24年改正法附 則第23条 (法人税の額から控除される特別控除額の特例 に関する経過措置》の規定、平成23年12月改正法附則第 63条 (法人税の額から控除される特別控除額の特例に関 する経過措置》の規定又は東日本大震災の被災者等に係 る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1 項(法人税の額から控除される特別控除額の特例)の規 定により読み替えて適用する場合を含みます。)、平成 25年改正前の措置法(以下「平成25年旧措置法」といい ます。) 第42条の13 (平成25年旧措置法第42条の4の2 第2項第3号又は第5項第3号(試験研究を行った場合 の法人税額の特別控除の特例》の規定により読み替えら れた平成25年旧措置法第42条の4第3項又は第7項(繰 越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限 度超過額に係る法人税額の特別控除》に係る部分に限り ます。) (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 又は平成23年12月改正前の措置法(以下「平成23年12月 旧措置法」といいます。)第42条の13(平成23年12月旧 措置法第42条の7第2項、第3項又は第5項《事業基盤 強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除》に 係る部分に限ります。) (法人税の額から控除される特 別控除額の特例》の規定の適用を受ける場合に記載しま す。
- 2 「法人税額超過構成額②」の各欄には、「法人税額超 過額4」に記載された金額が控除可能期間(措置法第42

- 条の13第1項、平成25年旧措置法第42条の13第1項又は 平成23年12月旧措置法第42条の13第1項に規定する控除 可能期間をいいます。)の最も長いものから順次成るも のとした場合に措置法第42条の13第1項、平成25年旧措 置法第42条の13第1項又は平成23年12月旧措置法第42条 の13第1項に規定する法人税額超過額を構成する部分の 金額を記載します。
- 3 「平成24年改正前の第7号」の各欄は、平成24年改正 法附則第22条第1項《沖縄の特定中小企業者が経営革新 設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経 過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされ る平成24年改正前の措置法第42条の10第2項又は第3項 《沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場 合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に 記載します。
- 4 「平成23年12月改正前の第4号」の各欄は、平成23年12月改正法附則第55条《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月旧措置法第42条の5第2項又は第3項《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 5 「平成23年12月改正前の第7号」の各欄は、平成23年 12月旧措置法第42条の7第2項、第3項又は第5項の規 定の適用を受ける場合に記載します。